

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うテレワーク実施について

新型コロナウイルスに罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は政府による「まん延防止等重点措置」が適用された都道府県について、緊急事態宣言発令時と同様の勤務体制を下記の通り実施いたします。

### 記

#### 1. テレワーク対象事業所

本 社（東京都港区） …2021年4月12日(月)から5月11日(火)まで

大 阪（大阪府吹田市） …2021年4月12日(月)から5月5日(水)まで

やむを得ず出社が必要な場合、部門内の出勤率を1日あたり30%未満といたします。

まん延防止等重点措置適用地域を発着とする出張は原則禁止といたします。

※実施期間については政府および地方自治体の要請並びに、感染拡大状況を鑑み適宜、見直す可能性があります

#### 2. お客様、お取引先様へのご対応について

1) お客様、お取引先様との面会は原則 Web(リモート)にてご対応させていただきます。

2) まん延防止等重点措置適用地域におけるお客様、お取引先様との会食等は控えさせていただきます。

上記体制により、代表電話等の応答、電子メール等のご対応に時間が掛かる場合がございますので、予めご了承ください。ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、政府および地方自治体方針に基づき、感染拡大防止に努めてまいります。

以上